

改正案	現行
<p>（法第六条第二項第二号の法令の規定で政令で定めるもの）</p> <p>第四条 法第六条第二項第二号の政令で定める港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（職権の委任）</p> <p>第五条 法第三十条第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。</p>	<p>（特定港湾の指定）</p> <p>第四条 法第二条第五項の特定港湾は、別表第三のとおりとする。</p> <p>（法第六条第二項第二号の法令の規定で政令で定めるもの）</p> <p>第五条 法第六条第二項第二号（法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（登録料）</p> <p>第六条 法第七条の四の規定により納付しなければならない登録料の額は、九千五百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、九千円）とする。</p> <p>（職権の委任）</p> <p>第七条 法第三十条第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。</p>

一 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業に関する法第四条第一項に規定する職権（一般港湾運送事業に関するものにあつては、法第五条第一項第四号の規定により業務の範囲を限定してした申請に係るものに限る。）

二 特定港湾以外の港湾における一般港湾運送事業（法第四条第二項の規定により業務の範囲を限定されたものを除く。）に関する法第十七条第一項及び第三項、第十七条の二第二項、第二十条第一項（事業の休止の許可に係る部分に限る。）並びに第二十一条（同条第二号に係る部分に限る。）に規定する職権

三 特定港湾以外の港湾における一般港湾運送事業（法第四条第二項の規定により業務の範囲を限定されたものに限る。）、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業に関する法第二章（第四条第一項、第十八条第二項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項及び第二項並びに第二十条第二項を除く。）に規定する職権

四 特定港湾における一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業に関する法第二章（第十八条第二項、第二十条第二項並びに第二十二条の二第六項において準用する第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項及び第二項を除く。）に規定する職権

五 法第十八条第二項及び第二十条第二項に規定する職権（合併若しくは分割により港湾運送事業を承継する法人が新たに経営することとなる港湾運送事業又は解散により消滅する法人の経営する港湾運送事業が前二号に掲げる港湾運送事業のみである場合に関するものに限る。）

六 検数事業、鑑定事業及び検量事業に関する法第十七条第一項及び第

一 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業に関する法第二章（第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項及び第二項を除く。）に規定する職権

二 検数事業、鑑定事業及び検量事業に関する法第十七条第一項及び第

三項、第十七条の二第二項並びに第二十一条（事業計画の変更に係る部分に限る。）に規定する職権

三 法第二十二條の二及び第二十二條の三に規定する職権

四 法第三十三條の二第二項において準用する法第九條及び第十一條第一項に規定する職権

2 (略)

別表第一（第二条関係）

青 (略) 森	青 (略) 森	都道府県
八 (略) 戸	青 (略) 森	港湾

三項、第十七条の二第二項並びに第二十一条（同条第二号に係る部分に限る。）に規定する職権

七 法第二十二條の三、第二十二條の四並びに第二十二條の五第一項及び第二項に規定する職権

八 法第三十三條の二第二項において準用する次に掲げる規定に規定する職権

イ 法第九條第一項（はしけ運送事業者に適用される場合に限る。）

ロ 法第十一條第一項並びに第二十二條の二第三項及び第四項（特定港湾一般港湾運送事業者及び特定港湾はしけ運送事業者に適用される場合に限る。）

2 (略)

別表第一（第二条関係）

青 (略) 森	青 森	青 (略) 森	都道府県
八 (略) 戸	大 湊	青 (略) 森	港湾

別表第三（第四条関係）

<table border="1"> <tr> <td>福</td><td>福</td><td>山</td><td>兵</td><td>大</td><td>三</td><td>愛</td><td>静</td><td>神</td><td>東</td><td>千</td> </tr> <tr> <td>岡</td><td>岡</td><td>口</td><td>庫</td><td>阪</td><td>重</td><td>知</td><td>岡</td><td>奈</td><td>京</td><td>葉</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">}</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="7"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">}</td> </tr> </table>	福	福	山	兵	大	三	愛	静	神	東	千	岡	岡	口	庫	阪	重	知	岡	奈	京	葉	}																		}				都 道 府 県
福	福	山	兵	大	三	愛	静	神	東	千																																			
岡	岡	口	庫	阪	重	知	岡	奈	京	葉																																			
}																																													
							}																																						
<table border="1"> <tr> <td>博</td><td>関</td><td>神</td><td>大</td><td>四</td><td>名</td><td>清</td><td>京</td><td>千</td> </tr> <tr> <td>多</td><td>門</td><td>戸</td><td>阪</td><td>日</td><td>古</td><td>水</td><td>浜</td><td>葉</td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> </tr> </table>	博	関	神	大	四	名	清	京	千	多	門	戸	阪	日	古	水	浜	葉										港 湾																	
博	関	神	大	四	名	清	京	千																																					
多	門	戸	阪	日	古	水	浜	葉																																					

○ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一～十 （略） 十一 削除 十二～十六 （略）</p>	<p>（適用除外） 第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一～十 （略） 十一 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）<u>第四条第一項の規定の適用を受ける港湾運送事業</u> 十二～十六 （略）</p>